

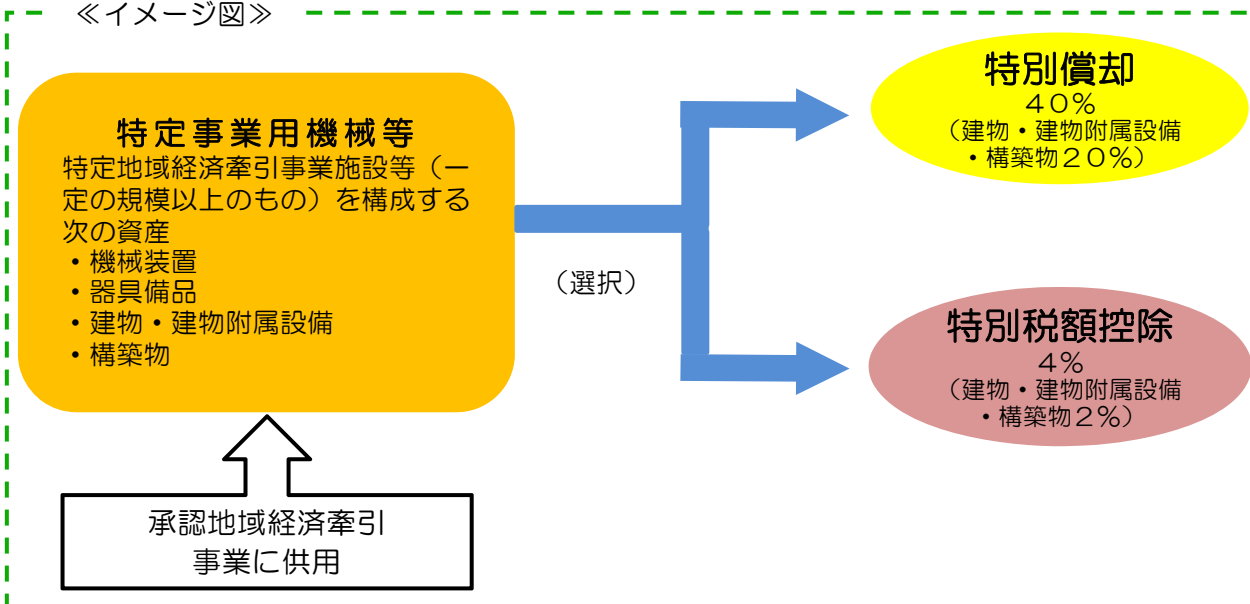
II 減価償却に関する改正

1 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、指定期間内に、承認地域経済牽引事業に係る促進区域内においてその承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、特定事業用機械等の取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限ります。）をし、又は製作若しくは建設をして、その承認地域経済牽引事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除きます。）は、供用年度において、その特定事業用機械等の取得価額（100億円を限度）の40%（建物及びその附属設備並びに構築物については、20%）相当額の特別償却（法人税額の特別控除との選択適用）ができることとされました（措法42の11の2①）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する地域経済牽引事業促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業者です（措法42の11の2①）。

(2) 指定期間

本制度における指定期間とは、企業立地促進法一部改正法の施行の日から平成31年3月31日までの期間をいいます（措法42の11の2①）。

(3) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である特定事業用機械等とは、地域経済牽引事業促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等（注）の新設又は増設をする場合におけるその特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物をいいます（措法42の11の2①）。

（注）一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する資産の取得価額の合計額が2,000万円以上のものに限ります。

(4) 適用対象事業

本制度の適用対象となる事業は、地域経済牽引事業促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業です（措法42の11の2①）。

(5) 供用年度

本制度の適用がある供用年度は、特定事業用機械等を法人の営む承認地域経済牽引事業の用に供した日を含む事業年度です。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法42の11の2①）。

(6) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、それぞれ次の算式により計算します（措法42の11の2①）。

（算式）

イ 特定事業用機械等の取得価額の合計額が100億円以下の場合

(i) 機械及び装置並びに器具及び備品

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定事業用機械等の取得価額} \times 40\%$$

(ii) 建物及びその附属設備並びに構築物

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定事業用機械等の取得価額} \times 20\%$$

ロ 特定事業用機械等の取得価額の合計額が100億円を超える場合

(i) 機械及び装置並びに器具及び備品

$$\text{特別償却限度額} = 100 \text{ 億円} \times \frac{\text{特定事業用機械等の取得価額}}{\text{特定事業用機械等の取得価額の合計額}} \times 40\%$$

(ii) 建物及びその附属設備並びに構築物

$$\text{特別償却限度額} = 100 \text{ 億円} \times \frac{\text{特定事業用機械等の取得価額}}{\text{特定事業用機械等の取得価額の合計額}} \times 20\%$$

申告に当たっての注意点

イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に特定事業用機械等の償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法42の11の2④）。

ロ 法人が所有権移転外リース取引（法令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。）により取得した特定事業用機械等については、本制度の適用はありません（措法42の11の2③）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の14の3）。

〔適用時期〕

企業立地促進法一部改正法の施行の日以後に取得又は製作若しくは建設をする特定事業用機械等について適用されます（措法42の11の2①、68の14の3①、改正法附則1十）。

なお、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案は、平成29年4月28日現在、国会において審議中です。

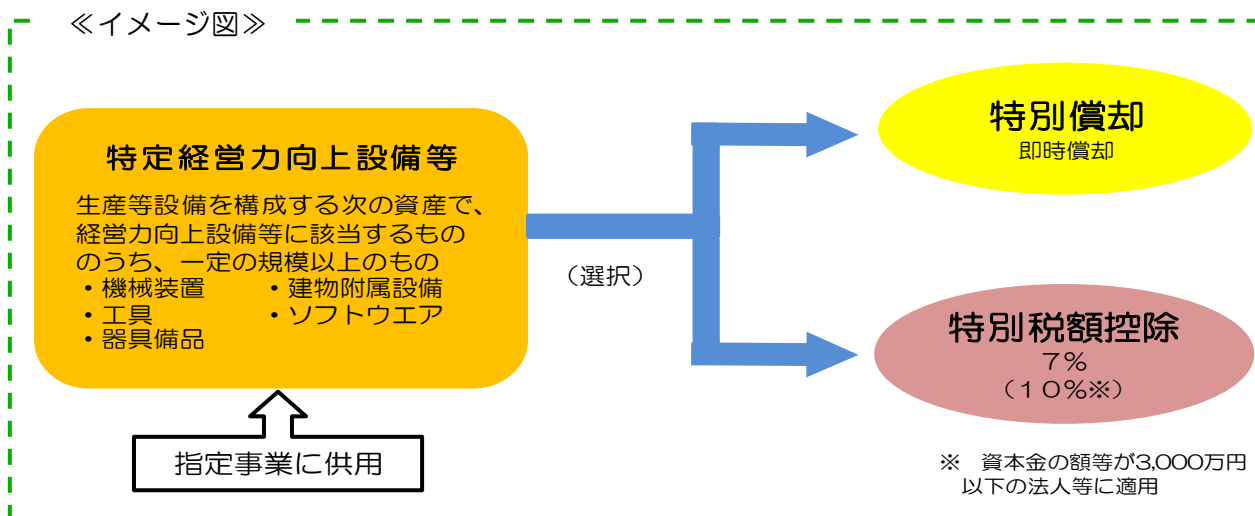
2 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

中小企業者等が、指定期間内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに一定のソフトウェアで、経営力向上設備等に該当するもののうち一定の規模のもの（以下「特定経営力向上設備等」といいます。）の取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことの

ないものの取得に限ります。)をし、又は製作若しくは建設をして、その中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、供用年度において、即時償却（法人税額の特別控除との選択適用）ができることとされました（措法42の12の4①）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、措法第42条の6第1項に規定する中小企業者等（注1）又は措法第42条の12の3第1項の一定の法人（注2）で青色申告書を提出するもののうち、中小企業等経営強化法第13条第1項の認定を受けた同法第2条第2項に規定する中小企業者等に該当するものです（措法42の12の4①）。

（注1） 措法第42条の6第1項に規定する中小企業者等は、50ページⅦ4【制度の概要】の(2)イの中小企業者等と同じです。

（注2） 措法第42条の12の3第1項の一定の法人とは、中小企業等協同組合（中小企業団体中央会に該当するものを除きます。）、出資組合である商工組合及び商店街振興組合をいいます（措令27の12の3②）。

(2) 指定期間

本制度における指定期間とは、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間をいいます（措法42の12の4①）。

(3) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である特定経営力向上設備等とは、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェア（注1）で、中小企業等経営強化法第13条第4項に規定する経営力向上設備等（注2）に該当するもののうち、次の【取得価額要件】を満たすものをいいます（措法42の12の4①、措令27の12の4①②）。

【取得価額要件】

| 減価償却資産の区分 | 規模 |
|-----------|------------------------|
| 機械及び装置 | 一台又は一基の取得価額が160万円以上のもの |
| 工具、器具及び備品 | 一台又は一基の取得価額が30万円以上のもの |
| 建物附属設備 | 一の取得価額が60万円以上のもの |
| ソフトウェア | 一の取得価額が70万円以上のもの |

（注1） 電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの（これに関連するシステム仕様書その他の書類を含み、次に掲げるものを除きます。）をいいます（措令27の12の4①、27の6①、措規20の3②③）。

イ 複写して販売するための原本

ロ 開発研究用のもの

ハ 国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証をされたものでないサーバー用オペレーティングシステム、サーバー用仮想化ソフトウェア、データベース管理ソフトウェア、連携ソフトウェア及び不正アクセス防御ソフトウェア

（注2） 中小企業等経営強化法第13条第4項に規定する経営力向上設備等とは、商品の生産若しくは販売又は役

務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラムであつて、経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものをいいますが、本制度の適用対象となるものは、中小企業等経営強化法施行規則第8条第2項に規定する経営力向上に著しく資する設備等(*)で、その中小企業者等の同法第13条第1項の認定に係る経営力向上計画に記載されたものに限り(措法42の12の4①、措規20の9①)。

(*) 中小企業等経営強化法施行規則第8条第2項に規定する経営力向上に著しく資する設備等とは、機械及び装置、器具及び備品(電子計算機にあつては一定の情報通信業を行う法人が取得又は製作をするものを除き、医療機器にあつては医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除きます。)、工具(生産性向上設備にあつては、測定工具及び検査工具に限り(措法42の12の4①、措規20の9①))、建物附属設備(医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除きます。)、並びにソフトウェア(生産性向上設備にあつては、一定のものに限り(措法42の12の4①、措規20の9①))で、次の生産性向上設備又は収益力強化設備に該当するものをいいます(中小企業等経営強化法施行規則8②)。

イ 生産性向上設備(次の(イ)及び(ロ)のいずれの要件(ソフトウェア及び旧モデルがないものにあつては、次の(イ)の要件に限り(措法42の12の4①、措規20の9①))にも該当する設備をいいます。)

(イ) 販売開始時期要件(販売が開始されてから、一定期間内のものであること)

(ロ) 生産性向上要件(旧モデル比で経営力の向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率、精度等をいいます。))が年平均1%以上向上しているものであること

ロ 収益力強化設備(年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれることにつき経済産業大臣(経済産業局長)の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備をいいます。)

経営力向上計画の認定手続や経営力向上設備等の範囲など中小企業等経営強化法に関する内容については、中小企業庁ホームページ(www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/)をご参照ください。

(4) 適用対象事業

本制度は、国内にある中小企業者等の営む指定事業の用(注)に供した場合に適用されます(措法42の12の4①)。

(注) 指定事業の用とは、措法第42条の6第1項に規定する指定事業の用(*1)又は措法第42条の12の3第1項に規定する指定事業の用(*2)をいいます(措法42の12の4①)。

(*1) 措法第42条の6第1項に規定する指定事業の用とは、製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除きます。)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貨渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業並びにサービス業(物品賃貸業及び娯楽業(映画業を除きます。))を除きます。の用をいいます(措法42の6①、措令27の6④、措規20の3⑤)。

(*2) 措法第42条の12の3第1項に規定する指定事業の用とは、卸売業、小売業、農業、林業、漁業、水産養殖業、情報通信業(一定のものを除きます。)、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、旅館業及びホテル業、宿泊業(旅館業及びホテル業を除きます。)、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除きます。)、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業並びにサービス業(情報通信業、駐車場業、物品賃貸業、宿泊業、娯楽業(映画業を除きます。))、医療業、保健衛生及び社会保険・社会福祉・介護事業を除きます。の用(他の法律により業務の規制及び適正化の措置が講じられている一定の事業の用を除きます。))をいいます(措法42の12の3①、措令27の12の3④、措規20の8②③)。

(5) 供用年度

本制度の適用がある供用年度は、特定経営力向上設備等を法人の営む指定事業の用に供した日を含む事業年度です。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます(措法42の12の4①)。

(6) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します(措法42の12の4①)。

(算式)

特別償却限度額 = 特定経営力向上設備等の取得価額 - 普通償却限度額

申告に当たっての注意点

イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に特定経営力向上設備等の償却限度額の計算に関する明細書並びに法人が取得又は製作若しくは建設をした機械装置等(機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェアをいいます。))が特定経営力向上設備等に該当するものであることを証する書類として、その法人が受けた中小企業等経営強化法第13条

第1項の認定等に係る経営力向上計画の写し及びその経営力向上計画に係る認定書の写しを添付する必要があります（措法42の12の4⑦、措令27の12の4④、措規20の9②）。

- ロ 中小企業者等が所有権移転外リース取引（法令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。）により取得した特定経営力向上設備等については、本制度の適用はありません（措法42の12の4⑥）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の15の5）。

〔適用時期〕

平成29年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする特定経営力向上設備等について適用されます（措法42の12の4①、68の15の5①）。

3 その他

○ その他、減価償却制度について、次の改正が行われました。

| 改正事項 | 改正の内容 | 適用時期等 |
|---|---|---|
| (1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却（措法42の5①、68の10①、措規20の2、22の24、改正法附則63、76） | ○ 適用除外となる電気事業法の電気事業の用に供した場合の範囲について、発電事業者に該当する事業者のうち次の法人が発電の用に供した場合とすることとされました。 イ 小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者又は特定送配電事業者のいずれかに該当するもの ロ 200万kwを超える大規模な発電を行うもの | 平29.4.1以後に取得等をする減価償却資産について適用され、同日前に取得等をした減価償却資産については、従来どおり適用されます。 |
| (2) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（旧措法42の6②、68の11②、改正法附則64②、77②） （措法42の6①、68の11①、措規20の3①、改正法附則64①、77①） （措法42の6①、68の11①） | ○ 特定生産性向上設備等に係る即時償却の措置が廃止されました。 ○ 対象資産から器具及び備品が除外されました。 ○ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。 | 平29.4.1前に取得等をした特定生産性向上設備等については、従来どおり適用されます。 平29.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 — |
| (3) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却（措令27の11の3、39の45①、改正法附則1六、62①、75③） | ○ 投資規模要件の引下げ措置の適用対象から中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものが除外されました（50ページVII4参照）。 | 平31.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。 |
| (4) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（措法42の12の3①、68の15の4①） | ○ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。 | — |
| (5) 特定設備等の特別償却（措令28①、39の49①、改正措令附則19①、26①） | ○ 公害防止用設備に係る措置について、次のとおり改正が行われました。 イ 取得価額要件が600万円以上（改正前：300万円以上）に引き上げられました。 | 平29.4.1以後に取得等をする減価償却資産について適用され、同 |

| 改正事項 | 改正の内容 | 適用時期等 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|------------|-------|--|---------|--|--------|-----|---------|-------------------------|--|
| <p>(措法43①表一、68の16①表一、改正法附則1六、62①、75③)</p> <p>(昭48大蔵省告示第69号、平29財務省告示第94号)</p> <p>(平27国土交通省告示第473号、平29国土交通省告示第302号)</p> <p>(平27国土交通省告示第473号、平29国土交通省告示第302号)</p> <p>(昭48大蔵省告示第69号、平29財務省告示第94号)</p> <p>(措法43①表三、68の16①表三、措令28⑤、39の49⑤⑥三、改正法附則67①、82②、昭48大蔵省告示第69号、平29財務省告示第94号)</p> | <p>ロ 適用対象から中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものが除外されました(50ページVII 4参照)。</p> <p>ハ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 船舶に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 内航船舶について、電気推進船に準ずる環境性能を有する船舶の要件につき、航海支援システムを有することが追加された上、推進効率改良型プロペラ等を有することとの選択とするとともに、環境への負荷の低減に係る要件の見直しが行われました。</p> <p>ロ 外航船舶について、環境への負荷の低減に係る要件の見直しが行われました。</p> <p>ハ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 自動車教習用貨物自動車に係る措置が追加されました。この追加された措置の内容は次表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="478 1131 1150 1467"> <thead> <tr> <th data-bbox="478 1131 667 1164">区 分</th> <th data-bbox="667 1131 1150 1164">追加された措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 1164 667 1310">対 象 者</td> <td data-bbox="667 1164 1150 1310">青色申告書を提出する法人で、自動車の運転に関する技能及び知識の教授に係る学習支援業を営む中小企業者等(50ページVII 4参照)で道路交通法の指定自動車教習所として指定された自動車教習所を設置するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1310 667 1400">対 象 設 備</td> <td data-bbox="667 1310 1150 1400">その自動車教習所においてその学習支援業の用に供される車両運搬具のうち貨物を運搬する構造の一定の自動車</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1400 667 1433">特別償却割合</td> <td data-bbox="667 1400 1150 1433">20%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1433 667 1467">適 用 期 間</td> <td data-bbox="667 1433 1150 1467">平成29年4月1日から平成31年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 追加された措置の概要 | 対 象 者 | 青色申告書を提出する法人で、自動車の運転に関する技能及び知識の教授に係る学習支援業を営む中小企業者等(50ページVII 4参照)で道路交通法の指定自動車教習所として指定された自動車教習所を設置するもの | 対 象 設 備 | その自動車教習所においてその学習支援業の用に供される車両運搬具のうち貨物を運搬する構造の一定の自動車 | 特別償却割合 | 20% | 適 用 期 間 | 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで | <p>日前に取得等をした減価償却資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>平31. 4. 1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p> <p>—</p> <p>平29. 4. 1から適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>—</p> <p>平29. 4. 1以後に取得等をする減価償却資産について適用されます。</p> |
| 区 分 | 追加された措置の概要 | | | | | | | | | | | |
| 対 象 者 | 青色申告書を提出する法人で、自動車の運転に関する技能及び知識の教授に係る学習支援業を営む中小企業者等(50ページVII 4参照)で道路交通法の指定自動車教習所として指定された自動車教習所を設置するもの | | | | | | | | | | | |
| 対 象 設 備 | その自動車教習所においてその学習支援業の用に供される車両運搬具のうち貨物を運搬する構造の一定の自動車 | | | | | | | | | | | |
| 特別償却割合 | 20% | | | | | | | | | | | |
| 適 用 期 間 | 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで | | | | | | | | | | | |
| <p>(6) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却(措令28の4①一、改正措令附則19③)</p> <p>(措法44①、68の19①)</p> | <p>○ 施設規模要件が3億円以上(改正前: 2億円以上)に引き上げられました。</p> <p>○ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。</p> | <p>平29. 4. 1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> | | | | | | | | | | |
| <p>(7) 共同利用施設の特別償却(措令28の5、39の52、改正措令附則19④、26③)</p> <p>(措法44の3①、68の24①)</p> | <p>○ 取得価額要件が200万円以上(改正前: 100万円以上)に引き上げられました。</p> <p>○ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。</p> | <p>平29. 4. 1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> | | | | | | | | | | |

| 改正事項 | 改正の内容 | 適用時期等 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|------------|-----|--|------|--|--------|-------------------------------|------|-----|--|
| <p>(8) 特定地域における工業用機械等の特別償却 (措令28の9④三、旧措規20の16②、改正措令附則19⑤)</p> <p>(措令28の9①一)</p> <p>(措令28の9①二～五)</p> <p>(措法45②、68の27②)</p> | <p>○ 過疎地域に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 対象事業に農林水産物等販売業が追加されるとともに、商品又は役務に関する情報の提供等の業務に係る事業が除外されました。</p> <p>ロ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域に係る措置、沖縄の国際物流拠点産業集積地域に係る措置、沖縄の経済金融活性化特別地区に係る措置及び沖縄の離島の地域に係る措置について、適用期限がそれぞれ平成31年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 半島振興対策実施地域に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置、奄美群島に係る措置及び振興山村に係る措置について、適用期限がそれぞれ平成31年3月31日まで2年延長されました。</p> | <p>平29.4.1以後に取得等をする工業用機械等について適用され、同日前に取得等をした工業用機械等については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> | | | | | | | | | | |
| <p>(9) 医療用機器の特別償却 (平21厚生労働省告示第248号、平29厚生労働省告示第167号)</p> <p>(措法45の2①、68の29①)</p> | <p>○ 対象機器の見直しが行われました。</p> <p>○ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。</p> | <p>平29.4.1から適用されます。</p> <p>—</p> | | | | | | | | | | |
| <p>(10) サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却 (旧措法47、68の34、旧措令29の4、39の63、改正法附則67⑦、82⑧、改正措令附則19⑥、26④)</p> | <p>○ 本制度は、廃止されました。</p> | <p>平29.3.31以前に取得等をしたサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、従来どおり適用されます。</p> | | | | | | | | | | |
| <p>(11) 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却 (措法47、68の34、措令29の4、39の63、改正法附則1十一、67⑥、82⑦)</p> | <p>○ 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度が創設されました。この創設された制度の内容は次表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="486 1489 1157 1915"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>創設された制度の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>青色申告書を提出する法人で農業競争力強化支援法の認定事業再編事業者(同法の施行の日から平成31年3月31日までの間に認定を受けた法人又はその認定に係る事業再編計画に従って設立された法人に限ります。)であるもの</td> </tr> <tr> <td>対象設備</td> <td>その認定に係る認定事業再編計画に係る実施期間内に取得等をしたその認定事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(以下「事業再編促進機械等」といいます。)</td> </tr> <tr> <td>割増償却割合</td> <td>40%(建物及びその附属設備並びに構築物にあつては45%)</td> </tr> <tr> <td>適用期間</td> <td>5年間</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 創設された制度の概要 | 対象者 | 青色申告書を提出する法人で農業競争力強化支援法の認定事業再編事業者(同法の施行の日から平成31年3月31日までの間に認定を受けた法人又はその認定に係る事業再編計画に従って設立された法人に限ります。)であるもの | 対象設備 | その認定に係る認定事業再編計画に係る実施期間内に取得等をしたその認定事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(以下「事業再編促進機械等」といいます。) | 割増償却割合 | 40%(建物及びその附属設備並びに構築物にあつては45%) | 適用期間 | 5年間 | <p>農業競争力強化支援法(平29.4.28現在審議中)の施行の日以後に取得等をする事業再編促進機械等について適用されます。</p> |
| 区分 | 創設された制度の概要 | | | | | | | | | | | |
| 対象者 | 青色申告書を提出する法人で農業競争力強化支援法の認定事業再編事業者(同法の施行の日から平成31年3月31日までの間に認定を受けた法人又はその認定に係る事業再編計画に従って設立された法人に限ります。)であるもの | | | | | | | | | | | |
| 対象設備 | その認定に係る認定事業再編計画に係る実施期間内に取得等をしたその認定事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(以下「事業再編促進機械等」といいます。) | | | | | | | | | | | |
| 割増償却割合 | 40%(建物及びその附属設備並びに構築物にあつては45%) | | | | | | | | | | | |
| 適用期間 | 5年間 | | | | | | | | | | | |

| 改正事項 | 改正の内容 | 適用時期等 |
|---|--|--|
| <p>(12) 特定都市再生建築物等の割増償却 (旧措法47の2③二、68の35③二、旧措令29の5③、39の64③、旧措規20の21②、22の42②、改正法附則67⑨、82⑩)</p> <p>(措法47の2③二、68の35③二、旧措規20の21③、改正法附則67⑧⑨、82⑨⑩)</p> <p>(措令29の5①一、改正措令附則19⑦)</p> <p>(措法47の2①、68の35①)</p> | <p>○ 本制度の対象から、中心市街地の活性化に関する法律の認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づく特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物に係る措置が除外されました。</p> <p>○ 雨水貯留利用施設に係る措置について、対象資産から雨水を貯留する構築物と併せて設置される滅菌装置及びろ過装置が除外されました。</p> <p>○ 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域内において施行されるものに係る土地の区域の面積要件が75,000 m²以上(改正前:50,000 m²以上)に引き上げられました。</p> <p>○ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。</p> | <p>平29.4.1前に取得等をした建築物及び構築物については、従来どおり適用されます。</p> <p>平29.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>—</p> |
| <p>(13) 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例 (措法52の2②、68の40②)</p> | <p>○ 特別償却対象資産が被災代替資産等の特別償却制度の適用を受けた減価償却資産であるときは、その特別償却対象資産に係る本制度の適用については、青色申告書以外の確定申告書は、青色申告書とみなすこととされました。</p> | <p>—</p> |
| <p>(14) 準備金方式による特別償却制度 (措法52の3②⑥、68の41②⑥)</p> | <p>○ 特別償却対象資産がその事業の用に供した事業年度において被災代替資産等の特別償却制度の適用を受けることができる減価償却資産である場合には、その特別償却対象資産に係る本制度の適用については、青色申告書以外の確定申告書は、青色申告書とみなすこととされました。</p> | <p>—</p> |